

令和6年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。

これは、住民の皆様に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

1 職員の競争試験及び選考の状況(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(1) 播磨町職員採用候補者試験（一般行政職（新卒・既卒））

①第1期（一般行政職（新卒・既卒））

第1次試験

令和6年8月7日（水）から8月30日（金）

基礎能力検査、事務能力検査を実施

第2次試験

令和6年9月22日（日）

適性検査、作文試験を実施

第3次試験

令和6年10月19日（土）

個別面接を実施

第4次試験

令和6年10月26日（土）

個別面接を実施

（結果）	申込者	59人（男	38人、女	21人）
	受験者	51人（男	31人、女	20人）
	合格者	3人（男	0人、女	3人）

②第2期（一般行政職（新卒・既卒））

第1次試験

令和7年2月22日（土）

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、作文試験を実施

第2次試験

令和7年3月8日（土）

個別面接を実施

（結果）	申込者	5人（男	3人、女	2人）
	受験者	5人（男	3人、女	2人）
	合格者	2人（男	2人、女	0人）

(2) 播磨町職員採用候補者試験（一般行政職（経験者採用））

①第1期（一般行政職（経験者採用））

第1次試験

令和6年8月7日（水）から8月30日（金）

基礎能力検査、事務能力検査を実施

第2次試験

令和6年9月22日（日）

適性検査、作文試験を実施

第3次試験

令和6年10月19日（土）

個別面接を実施

第4次試験

令和6年10月26日(土)

個別面接を実施

(結果)	申込者	55人(男	32人、女	23人)
	受験者	48人(男	27人、女	21人)
	合格者	2人(男	0人、女	2人)

②第2期(一般行政職(経験者採用))

第1次試験

令和7年2月22日(土)

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、作文試験を実施

第2次試験

令和7年3月8日(土)

個別面接を実施

(結果)	申込者	23人(男	11人、女	12人)
	受験者	21人(男	10人、女	11人)
	合格者	1人(男	0人、女	1人)

(3) 播磨町職員採用候補者試験(土木職(経験者採用))

①第1期(土木職(経験者採用))

第1次試験

令和6年7月20日(土)

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、専門試験を実施

(結果)	申込者	1人(男	1人、女	0人)
	受験者	1人(男	1人、女	0人)
	合格者	0人(男	0人、女	0人)

②第2期(土木職(経験者採用))

第1次試験

令和7年2月22日(土)

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査を実施

(結果)	申込者	1人(男	1人、女	0人)
	受験者	1人(男	1人、女	0人)
	合格者	0人(男	0人、女	0人)

(4) 播磨町職員採用候補者試験(幼稚園教諭または保育教諭)

第1次試験

令和6年 9月29日(日) 専門試験、教養試験、適性検査を実施

第2次試験

令和6年10月20日(日) 個別面接、実技試験を実施

結果

申込者	新卒4名(男0名、女4名)	経験者4名(男0名、女4名)
受験者	新卒2名(男0名、女2名)	経験者4名(男0名、女4名)
合格者	新卒2名(男0名、女2名)	経験者1名(男0名、女1名)

2 職員の任免及び職員数に関する状況(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(1) 職員の採用の状況

(令和6年4月1日付け採用)

職種	男	女	合計
一般行政職	2人	2人	4人
保健師	0人	1人	1人
建築職	1人	0人	1人
清掃作業員	1人	0人	1人
合 計	4人	3人	7人

(令和6年5月1日付け採用)

職種	男	女	合計
清掃作業員	1人	0人	1人
合 計	1人	0人	1人

(令和7年1月1日付け採用)

職種	男	女	合計
一般行政職	0人	2人	2人
合 計	0人	2人	2人

(2) 職員の退職の状況 (令和6年度中の退職者)

退職事由	人数
定 年 退 職	1人
勸 奨 退 職	2人
普 通 退 職	4人
死 亡 退 職	0人
そ の 他	0人
合 計	7人

※ただし、教育職給料表適用者は含んでいません。

(3) 部門別職員数（令和6年4月1日現在）

部門	区分	職員数
一般行政部門	議会	3人
	企画総務	51人
	税務	14人
	民生	25人
	衛生	22人
	労働	1人
	農林水産	1人
	商工	0人
	土木	22人
	小計	139人
政特 部別 門行	教育	51人
	小計	51人
会公 計営 部企 門業 等	水道	8人
	下水道	5人
	その他	6人
	小計	19人
	合計	209人

※任期付フルタイム職員15名を含む。

3 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の実施

- ア 実施月 令和6年10月（令和6年4月から令和6年9月）
令和7年3月（令和6年10月から令和7年3月）
- イ 対象者 全職員

4 職員の給与の状況

(1) 初任給（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

- (ア) 大学卒 1級29号給 225,600円
(イ) 短大卒 1級21号給 213,600円
(ウ) 高校卒 1級13号給 201,000円

イ 技能労務職（年齢別初任給）

清掃作業員の場合

- (ア) 18歳採用 2級13号給 199,000円
(イ) 22歳採用 2級29号給 227,700円

給食調理員の場合

- (ア) 18歳採用 1級21号給 192,500円
(イ) 22歳採用 1級37号給 216,600円

(2) 等級別職員数 (令和6年4月1日現在)

ア 行政職給料表適用者

【行政職等】

7級 (部長、会計管理者)	9人
6級 (課長、事務局長)	20人
5級 (課長補佐、事務局長補佐)	18人
4級 (係長、主任)	36人
3級 (主査)	43人
2級 (主事、技師)	29人
1級 (主事、技師)	22人
合計	177人

イ 技能労務職給料表適用者

【技能労務職】

2級 (清掃作業員、調理員)	11人
1級 (給食員)	0人

ウ 教育職給料表適用者

【教育職】

4級 (教育指導主事等)	1人
3級 (教育指導主事等)	4人
2級 (教育指導主事等)	1人
合計	5人

(3) 経験年数別、学歴別給料月額 (令和6年4月1日現在)

ア 一般行政職

(ア) 大学卒

経験10年 (11年目)	3級 20号給	281,200円
経験15年 (16年目)	3級 40号給	305,200円
経験20年 (21年目)	3級 60号給	329,700円

(イ) 短大卒

経験10年 (11年目)	3級 12号給	272,300円
経験15年 (16年目)	3級 32号給	295,500円
経験20年 (21年目)	3級 52号給	320,200円

(ウ) 高校卒

経験10年 (11年目)	2級 20号給	255,400円
経験15年 (16年目)	3級 24号給	286,200円
経験20年 (21年目)	3級 44号給	310,400円

イ 技能労務職

(ア) 清掃作業員 (18歳採用) の場合

経験10年 (11年目)	2級 52号給	250,700円
経験15年 (16年目)	2級 76号給	268,200円
経験20年 (21年目)	2級 100号給	289,100円

(イ) 調理員（１８歳採用）の場合

経験１０年（１１年目）	２級	４８号給	２４６，９００円
経験１５年（１６年目）	２級	７２号給	２６５，３００円
経験２０年（２１年目）	２級	９６号給	２８７，２００円

(４) 職員手当（令和６年４月１日現在）

ア 扶養手当

(ア) 支給対象 下記（イ）の扶養親族を扶養する職員

(イ) 支給単価

a 配偶者	月	６，５００円
b 扶養親族たる子	月	１０，０００円
c その他の扶養親族	月	６，５００円
d 扶養親族のうち満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子がいる場合、 １人につき	５，０００円を加算	

イ 地域手当

(ア) 支給対象 全職員を対象

(イ) 支給率 ３％

(ウ) 計算式 (給料＋扶養手当＋管理職手当) × 支給率

ウ 住居手当

(ア) 支給対象 自ら居住するための住居を所有又は賃貸している世帯主である職員

(イ) 支給単価

- a 月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員 家賃月額から１６，０００円を控除した額
- b 月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（上限１７，０００円）に１１，０００円を加算した額
- c 持家及びこれに準ずる住宅に居住する職員 月 １，６００円

エ 通勤手当

(ア) 支給対象

通勤距離が１ｋｍ以上の、交通用具、交通機関又はその両方を使用して通勤する職員

(イ) 支給単価

a 交通機関のみを利用する職員

使用する交通機関の６か月定期券（６か月定期がない場合には６か月の範囲内で期間が最長となる定期券）の料金を、その購入後の直近の給料日に支給

（ただし、その料金を通用月数で割り戻した１か月当たりの額が５５，０００円を超える場合には、５５，０００円を限度とする。）

b 自動車等交通用具を使用する職員

１ｋｍ以上	２ｋｍ未満	月額	１，０００円
２ｋｍ以上	３ｋｍ未満	月額	２，１００円
３ｋｍ以上	４ｋｍ未満	月額	２，９００円
４ｋｍ以上	５ｋｍ未満	月額	３，７００円
５ｋｍ以上	７ｋｍ未満	月額	４，５００円
７ｋｍ以上	１０ｋｍ未満	月額	５，８００円
１０ｋｍ以上	１５ｋｍ未満	月額	７，３００円
１５ｋｍ以上	２０ｋｍ未満	月額	１０，０００円
２０ｋｍ以上	２５ｋｍ未満	月額	１２，９００円
２５ｋｍ以上	３０ｋｍ未満	月額	１５，８００円
３０ｋｍ以上	３５ｋｍ未満	月額	１８，７００円

35km以上	40km未満	月額21,600円
40km以上	45km未満	月額24,400円
45km以上	50km未満	月額26,200円
50km以上	55km未満	月額28,000円
55km以上	60km未満	月額29,800円
60km以上		月額31,600円

c aとbの併用者

aの支給額を定期券購入ごとに、bの支給額を毎月支給するが、aの料金を通用期間で割り戻した1ヶ月当たりの額とbとの合計額が55,000円を超える場合には、55,000円に通用期間を乗じた額が支給額となる。

オ 管理職手当（令和6年4月1日現在）

（ア）支給対象 課長補佐以上の職にある職員

（イ）支給額（定額制）

- a 部長・会計管理者（筆頭） 110,000円（125,000円）
- b 課長（筆頭）、所長、局長、園長 70,000円（80,000円）
- c 課長補佐、室長補佐、局長補佐、館長、教育指導主事 40,000円

カ 期末勤勉手当

（ア）支給対象 全職員を対象

（イ）支給月数 6月期 期末手当1.225箇月

勤勉手当1.025箇月（勤務成績が標準の場合）

12月期 期末手当1.275箇月

勤勉手当1.075箇月（勤務成績が標準の場合）

勤勉手当には勤務成績を反映しており、上記標準の月数から0.1箇月の範囲で増減して支給しています。

キ 特殊勤務手当

（ア）手当の名称

a 感染症防疫作業手当

・感染症患者等の防疫作業等

1日 500円

b 清掃作業手当

・清掃作業 1日 600円

・へい獣処理 1日 500円

c 行旅死亡人等取扱作業手当

・行旅病人 1回 1,000円

・行旅死亡人 1回 2,000円

d 緊急呼出手当 1回 500円

e 災害対策業務手当 1日 1,000円

(イ) 手当の状況（令和6年度支給実績）

手当の名称		支払者数 (のべ人数)	総支給額
感染症防疫 作業手当	防疫作業等	—	—
清掃作業手当	清掃作業	3, 6 3 3人	2, 1 7 9, 8 0 0円
	へい獣処理	2 4 2人	1 2 1, 0 0 0円
行旅死亡人等 取扱作業手当	行旅病人	—	—
	行旅死亡人	—	—
緊急呼出手当		1 0人	5, 0 0 0円
災害対策業務手当		—	—

ク 時間外勤務手当、休日勤務手当

(ア) 支給対象 4級以下の職にある職員

(イ) 支給時間単価 $\frac{(\text{給料} + \text{給料に係る地域手当}) \times 12}{7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times \text{規則で定める日数}}$

※規則で定める日数とは、一の年度の日数から週休日及び休日（当該休日が週休日に当たる場合を除く。）の日数を減じた日数をいう。

(ウ) 支給率

- a 普通時間外勤務 125/100（60時間を超える部分の場合は150/100）
- b 普通深夜時間外勤務 150/100（60時間を超える部分の場合は175/100）
- c 週休時間外勤務 135/100（60時間を超える部分の場合は150/100）
- d 週休深夜時間外勤務 160/100（60時間を超える部分の場合は175/100）
- e 休日勤務 135/100

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

ア 本庁舎 午前8時30分から午後5時15分まで
(第3浄水場含む) (勤務時間の途中で休憩を60分)

イ 可燃ごみ中継センター 午前7時30分から午後4時00分まで
(勤務時間の途中で休憩を45分)

ウ 幼稚園 午前8時15分から午後4時45分まで
(勤務時間の途中で休憩を45分)

エ 小学校(調理員) 午前8時20分から午後4時50分まで
(勤務時間の途中で休憩を45分)

オ 郷土資料館 午前9時20分から午後6時05分まで（4月から9月）
午前8時30分から午後5時15分まで（10月から3月）
(勤務時間の途中で休憩を60分)

(2) その他の勤務条件

ア 休日

- (ア) 土曜日及び日曜日、又はそれに相当する日（週休日）
- (イ) 国民の祝日に関する法律に規定される休日、又はそれに相当する日
- (ウ) 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日）

イ 療養休暇

- (ア) 公務傷病によるもの・・・必要な期間
- (イ) 結核性疾患又は精神障害・・・2年の範囲内
- (ウ) 私傷病による療養休暇・・・120日の範囲内

ウ 特別休暇

(ア) 有給の休暇

- a 公民権の行使・・・必要と認められる期間
- b 官公署へ出頭・・・必要と認められる期間
- c 骨髄移植・・・必要と認められる期間
- d ボランティア活動・・・1年に5日の範囲内
- e 結婚休暇・・・5日の範囲内
- f 不妊治療・・・1年に5日の範囲内
(体外受精及び顕微鏡受精の場合10日)
- g 産前産後の休暇・・・出産予定日（出産日）前後8週間
- h 育児時間・・・1日2回各々30分以内
- i 配偶者出産休暇・・・2日の範囲内
- j 育児参加のための休暇・・・5日の範囲内
- k 生理休暇・・・請求した期間
- l 妊産疾病・・・必要と認められる期間
- m 妊産婦にかかる休暇・・・決められた期間ごとに1回、必要と認められる時間
- n 妊産婦の通勤緩和・・・1日につき1時間の範囲内
- o 妊産婦の休息・捕食・・・必要と認められる時間
- p 子の看護休暇・・・1年につき5日の範囲内（2人以上の場合10日）
- q 短期介護休暇・・・1年につき5日の範囲内（要介護者が2人以上の場合10日）
- r 忌引休暇・・・死亡者との続柄により、1日から10日
- s 父母追悼・・・1日の範囲内
- t 夏季休暇・・・5日の範囲内
- u リフレッシュ休暇・・・3日の範囲内（勤続20年、勤続30年で付与）
- v 災害により消滅した住居の復旧・・・必要と認められる期間
- w 災害・交通機関の事故等により出勤困難・・・必要と認められる期間
- x 災害時に通勤途上の危険を回避・・・必要と認められる期間

(イ) 無給の休暇

- a 介護休暇・・・6月以内
- b 組合休暇・・・30日以内

エ 年次有給休暇

- (ア) 年度付与日数 最高20日
- (イ) 前年度からの繰越日数 最高20日
- (ウ) 平均取得日数 12.65日（令和6年4月～令和7年3月）

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

ア 休職

(ア) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 14件

(イ) 刑事事件に関し起訴された場合 0件

イ 免職 0件

(2) 懲戒処分

ア 戒告 なし

イ 減給 なし

ウ 停職 なし

エ 免職 なし

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除（主なもの）

ア 人間ドック受診のため

イ 精密検査受診のため

8 職員の退職管理の状況

播磨町職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第11号）に基づき、対応を図っています。

9 職員の研修の状況（全任命権者で集計）

(1) 職員研修

ア 派遣研修 のべ人数 139人 のべ日数 222日

イ 庁内研修 のべ人数 1,722人 のべ日数 44日

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉の状況

ア 保険・年金関係

職員は、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫支部に加入しており、共済組合では、以下の事業を行っています。

- ・長期給付事業：各種年金に関する事業
- ・短期給付事業：組合員とその家族（被扶養者）の病気やけがなどに対して行う給付事業
- ・福祉事業
 - i) 保健事業：組合員及び被扶養者の健康と疾病予防のための事業
 - ii) 貯金事業：組合員の貯金の受入れ及びその運用を行う事業
 - iii) 貸付事業：住宅等取得のために必要な資金又は臨時に必要な資金の貸付を行う事業
 - iv) 宿泊事業：保養所又は宿泊施設の経営

イ 公務災害関係（労働災害に相当するもの）

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員又はその遺族等に対する必要な補償等を、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。

町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

今年度は、1件の該当事案がありました。

ウ 互助会組織

職員の福祉の増進を図るため「播磨町職員互助会」を設置し、その事業は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会に委託して実施しています。

掛金として給料額の 4/1000 を職員が、負担金として給料額の 2/1000 を町が負担しています。

町の負担額は総額で 1, 496, 138 円（1 人あたり 月額 625 円）でした。

（年間平均職員数 199 人（他の部局の職員を含んで算出））

主な事業

i) 共済事業

- ・扶養家族が入院した際の入院見舞金の給付
- ・扶養家族の医療費の一部を給付
- ・会員又はその扶養家族等の死亡の際の弔慰金の給付
- ・出産見舞金、災害見舞金の給付 など

ii) 福利事業

- ・会員が入院した際の入院見舞金の給付
- ・会員の医療費の一部を給付
- ・結婚祝金、人間ドック助成 など

iii) 掛金事業

- ・銀婚祝金、入学祝金などの給付、リフレッシュ補助券給付 など

iv) その他

- ・施設利用の斡旋
- ・家庭用常備薬の斡旋 など

(イ) 財団法人兵庫県学校厚生会

給料額の 1/100 を掛金として職員が、職員の掛金額を算定基礎とし、その額の 10/100 相当する額を負担金として町がそれぞれ負担しています。ただし、町の負担額は平成 27 年度より当分の間、0 円（職員数 16 名（播磨西こども園含む））です。

主な事業

i) 給付事業

- ・扶養家族が入院した際の入院補助金の給付
- ・会員又はその扶養家族の医療費の一部を給付
- ・会員又はその扶養家族等の死亡の際の弔慰金の給付
- ・結婚祝金、出産手当金、災害見舞金の給付 など

ii) 福祉事業

- ・入学祝品の贈呈、長期研修助成、職場復帰助成 など

iii) 預金事業

- ・会員の財産形成を支援する事業

iv) その他

- ・相談事業
- ・保険事業 など

エ 町独自の事業

地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として、今年度は次の事業を実施しました。

主な事業及び実績

・職員定期健康診断及びストレスチェックの実施（町長部局・議会事務局）

健康診断受診人数 225人（別途人間ドック受診人数64人）

ストレスチェック受診人数 314人

ストレスチェック面接指導受診人数 1人

支出総額 3,696,539円

・職員定期健康診断及びストレスチェックの実施（教育委員会部局（県費職員含む））

健康診断受診人数 218人

ストレスチェック受診人数 291人

ストレスチェック面接指導受診人数 0人

支出総額 3,005,783円

・インフルエンザ予防接種の実施

受診人数 350人

支出総額 1,354,272円

・置き薬の設置 131,351円（22箇所設置）

（2）利益の保護の状況

ア 措置要求 0件

イ 不服申立て 0件